



平成18年5月16日

各位

会社名 ダイワボウ
代表者 取締役社長 菅野 肇
(コード番号 3107 東証・大証第1部)
問い合わせ先 総務人事室長 長谷川 敏昭
(TEL 06-6281-2403)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第96回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、単元未満株式の買増制度が創設されたことに伴い、株主の皆様への便宜をはかるため、買増制度に関する規定を新設するものであります。(変更案第10条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)の施行に伴い、次の項目の規定を新設するとともに、定款全体にわたって用語、引用条文、条数、表現および字句の変更を行うものであります。
 - ① 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置することの規定を新設するものであります。(変更案第4条)
 - ② 株券を発行する旨の規定を新設するものであります。(変更案第8条)
 - ③ 株主総会参考書類等について、インターネットを利用する方法により開示することで、株主の皆様へ提供したとみなすことが認められたことに伴い、所要の規定を新設するものであります。(変更案第16条)
 - ④ 取締役会において書面決議が認められることとなりましたので、経営判断をより機動的に行えるよう、所要の規定を新設するものであります。(変更案第24条)

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日

以上

大和紡績株式会社定款変更案

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、大和紡績株式会社と称し、英文では、DAIWABO CO., LTD.と<u>称</u>する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、<u>つぎ</u>の事業を営むこと、ならびに<u>つぎ</u>の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p><u>1~18</u> (条文の記載省略)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に<u>お</u>く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第<u>4</u>条 (公告方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (商 号) 当社は、大和紡績株式会社と称し、英文では、DAIWABO CO., LTD.と<u>表示</u>する。</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、<u>次</u>の事業を営むこと、ならびに<u>次</u>の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p><u>(1)~(18)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に<u>置</u>く。</p> <p>第<u>4</u>条 (機 関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第<u>5</u>条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

第2章 株式

第5条（会社が発行する株式の総数）

当会社が発行する株式の総数は、2億7千881万1千株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

第6条（自己株式の取得）

当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

（新 設）

第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行）

当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。

（新 設）

第8条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載または記録された株主（実質株

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、2億7千881万1千株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（株券の発行）

当社は、株式に係る株券を発行する。

第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）

当社の単元株式数は、1,000株とする。

2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

第10条（単元未満株式の買増し）

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（削 除）

主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほかこの定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿等の記載により、株主または質権者として権利を行使する者を確定することができる。

第9条 (名義書換代理人、株主名簿等の設置場所)

当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿等および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消ならびに信託財産の表示およびその抹消、株式に関する諸届出、申出の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成等の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。

第10条 (株式取扱規則)

当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消ならびに信託財産の表示およびその抹消、株券の交付、株券の不所持、株券喪失登録、単元未満株式の買取、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、その他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条 (株式取扱規則)

当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条 (総会招集の時期)

当社の定時株主総会は、毎年3月31日の翌日から3か月以内にこれを招集する。

前項のほか必要があるときは、随時に臨時株主総会を招集する。

(新 設)

第12条 (総会の議長)

総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれに当たる。

(新 設)

第13条 (総会の決議方法)

総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が

第3章 株主総会

第13条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権

出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第14条（議決権の代理行使）

株主が代理人をもってその議決権を行使しようとするときは、当会社の株主であってその議決権を行使することができる者を代理人としなければならない。ただし、株主または代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第15条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第16条（取締役の任期）

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

第17条（取締役の選任）

取締役は、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役の選任は累積投票によらないものとする。

第18条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を定める。

取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役

の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

（現行どおり）

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務

および常務取締役各若干名をおく。ただし、時宜によりその一部を欠くことができる。

第 19 条（取締役会の招集通知）

取締役会を招集するには、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

（新 設）

第 5 章 監査役および監査役会

第 20 条（監査役の員数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

第 21 条（監査役の任期）

監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

第 22 条（監査役の選任）

監査役は、株主総会で選任する。

前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 5 章 監査役および監査役会

第 25 条（員 数）

（現行どおり）

第 26 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

第 27 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 23 条 (常勤監査役)

監査役は、互選により常勤監査役を定める。

第 24 条 (監査役会の招集通知)

監査役会を招集するには、会日の 3 日前に各監査役に対してその通知を發する。ただし、特に緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

第 6 章 計 算

第 25 条 (営業年度)

当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 26 条 (利益配当金)

当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

第 27 条 (中間配当金)

当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金として金銭の分配をすることができる。

第 28 条 (配当金の除斥期間)

利益配当金または中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 28 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

第 29 条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 6 章 計 算

第 30 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 31 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 32 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議をもって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 33 条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。